

インボイス制度を円滑に導入するための意見書（案）

本年10月から、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）が開始される。

この制度においては、適格請求書発行事業者ではない事業者からの仕入れでは、原則として税額控除ができない。そのため、主に個人事業者や小規模事業者である免税事業者は、取引先から適格請求書発行事業者となって、適格請求書を発行するなどの対応を求められ、対応できなければ不当な値下げや、取引からの排除を求められることが懸念される。

一方で、適格請求書発行事業者になると、消費税の申告・納付が義務づけられ、税負担と事務負担の二重の負担を新たに負うことになる。

物価高騰や新型コロナウイルス感染症などの影響で小規模事業者等が経営難に苦しみつつも事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでいる中、インボイス制度の導入により、さらなる負担が課されることになれば、廃業を選択せざるを得ない事業者が増加し、コロナ禍等からの経済再生を阻害する要因にもなりかねない。

インボイス制度の開始が直前に迫っている中、制度に対する理解は十分とは言えず、制度導入後に支障を来すことのないよう、更なる普及・周知の徹底が急がれる。

よって、国においては、インボイス制度を円滑に導入するため、下記の事項を実施することを強く要望する。

記

- 1, インボイス制度の導入に伴う小規模事業者等の負担を軽減するため、相談窓口の拡充、制度対応に係る経理DX化などのシステム改修に対する費用助成の更なるきめ細かな支援策を講ずること。
- 2, 免税事業者が課税事業者になった際に、税負担と事務負担の軽減を図ることができる『適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置』通称2割特例についての制度の恒久化を検討するなど、小規模事業者の事業継続のために更なる負担軽減策を講ずること。
- 3, 課税事業者が、免税事業者と取引をおこなった際の税負担を軽減

することができる『適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る経過処置』の恒久化など、更なる負担軽減策を講ずること。

4. 免税事業者に対する不当な値下げや取引からの排除などが生じないよう努めること。
5. 事業者の協力を得つつ、制度を円滑に導入するため、インボイス制度の十分な周知や広報を徹底して実施するとともに、制度上の問題点が生じた場合はその都度見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月19日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、デジタル大臣、内閣官房長官、公正取引委員会委員長